

さっぽろ名寄会会則

(会員及び名称)

第1条 会員は、名寄出身者にして、札幌市及び近郊の在住者、並びに会の趣旨に賛同した入会者を云い、さっぽろ名寄会（以下『本会』という）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は事務局長宅（事務所）に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の連絡を密にし情報の交換等を行い親睦を深めるとともに、郷土名寄の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 諸会議
- (2) 会員の弔慰及び見舞に関する事。
- (3) 会員の親睦旅行
- (4) その他、目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 監事 2名

2 会長は、本会の運営に資するため、総会の承認を得て顧問及び相談役を置くことができる。なお、顧問及び相談役の任期は、現任役員の任期と同一とする。

(役員を選任及び任期)

第6条 役員は、総会において会員のなかから選任し、その任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

(1) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは予め定めた順に従いその職務を代理する。

(2) 幹事長は、会務運営の全般処理の任に当たる。

(3) 事務局長は庶務、会計処理の任に当たる。

(4) 監事は、会計事務を監査する。

(会議)

第8条 会議は総会及び役員会とする。

1 総会は会則の制定、変更及び事業計画、予算、決算に関する事項を決議する。

2 役員会は、総会に討議すべき事項及び総会において委任された事項並びに軽易なる事項について決議する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及び寄付金を以って充て、会費は年額2,000円とし、総会時に徴収する。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は暦年とする。

(弔慰及び見舞)

第11条 会員にして死亡したるときは、弔慰金として5,000円、また傷病により1ヶ月以上入院したるときは見舞金として3,000円を贈る。

附則

第1条 この会則は平成5年1月1日より施行する。